唐津市内部統制基本方針

平成29年の地方自治法一部改正の趣旨を踏まえ、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保するため、次の取組を推進します。

1 内部統制の目的と定義

次に掲げる内部統制の目的を達成するよう、組織的に取り組みます。

	目的	定義
1	業務の効率的かつ	業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を
	効果的な遂行	遂行すること。
2	財務報告等の信頼	組織の財務報告又は非財務報告に重要な影響を及ぼす可能
	性の確保	性のある情報の信頼性を確保すること。
3	業務に関わる法令	業務に関わる法令その他の規範を遵守すること。
	等の遵守	
4	資産の保全	資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行
		われるよう、資産の保全を図ること。

2 内部統制の対象とする事務

当該方針は、地方自治法第150条第2項に規定する方針とし、内部統制の対象とする事務は財務に関する事務とします。

3 内部統制の有効性の確保

内部統制を組織的に推進し、有効に機能するよう、全庁的な推進・評価体制を 構築するとともに、監査委員との連携を図り、内部統制に関する情報共有や意見 交換等を行います。

4 内部統制の見直し

内部統制の整備状況及び運用状況、内部統制評価報告書並びに監査委員からの 指摘等を踏まえ、柔軟に内部統制の見直しを行います。

> 令和3年4月 唐津市長 峰 達郎